

## デジタル遺品はリストを作り生前整理しましょう

**【事例1】** 家族が大手通販サイトで有料会員になり、動画視聴や通販商品が早く届くサービスを利用していた。家族が死亡したので止めたいが、IDやパスワードが分からないため、手続きができず、年会費が引き落とされた。

**【事例2】** 家族がインターネットバンキングを利用していた。家族が死亡したので口座を解約したいが、家族のスマートフォンのロックを解除できず、銀行のサイトにアクセスできない。

**【アドバイス】** デジタル遺品とは、パソコンやスマホなどのデジタル機器に保存されたデータやインターネットサービスのアカウントなどです。遺族から、「IDやパスワードが分からないため定期購入や月額制のサービスを解約できない」、「ロックを解除できず端末内の電子マネーやネット取引の状況を把握できない」などの相談が寄せられています。終活の一環として、端末のロック解除



消費生活



方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産などについてノートなどに記し、日頃から家族にノートのことを伝えておきましょう。遺族は、契約先へ手続きの確認をしましょう。困った時は早めに消費生活センターへ連絡してください。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## ネット販売は確定前に最終画面をしっかりチェック

**【事例1】** インターネットでサプリメントを注文した。1回限りのお試しのつもりだったが、注文していない2回目が届いた。

**【事例2】** 動画サイトで見た化粧品をインターネットで注文した。その後、気が変わりキャンセルの電話をすると、「1年間の定期コース」を理由に違約金の支払いを求められた。

**【アドバイス】** インターネット販売は、販売側に最終確認画面で契約内容を分かりやすく表示することが義務付けられていて、消費者は契約内容を承諾して申し込みます。今回の事例は、いずれも最終確認画面をよく読んでいなかったことが原因です。最終確認画面は読み飛ばさず、次のポイントを確認しましょう。

### ●確認するポイント

▷購入数量、定期コースの申し込み有無▷キャンセルや返品の可否▷キャンセルの条件▷支払う総額

トラブルを防ぐために最終確認画面をスクリーンショットで保存しておくとう安心です。トラブルになりそうなときは、早めに消費生活センターへ連絡してください。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

